

**令和7年度（第35回）
愛知県男女共同参画審議会（第2回） 議事概要**

1 日 時 令和7年10月31日（金）午後2時半から午後4時半まで

2 場 所 愛知県議会議事堂5階 大会議室

3 出席者 委員 16名

朝倉三恵委員、東弘子委員、綾部六郎委員、安藤慎悟委員、大谷弘直委員、岡田香世委員、坂口千夏委員、佐野章子委員、田村哲樹委員、永井英之委員、廣瀬昌美委員、船戸淑子委員、政木由妃子委員、水谷茂樹委員、山内里佳委員、横井清美委員

（欠席者：金澤雅也委員、栃井祥子委員、虎岩朋加委員、鷲野明美委員）

事務局 6名

4 傍聴者 1名

5 審議概要

（1）「次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について（答申案）」について以下の資料に基づき、審議会部会長及び事務局から説明した。

【資料1】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について（答申案）の概要

【資料2】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について（答申案）

<発言要旨>

（委員意見）P.32の「デジタル分野や理工系分野等への就業支援」の部分において、“女性が多く従事する職種ではAIによる代替の影響を受けやすい可能性がある”という記載に関して、書きぶりが少し後ろ向きに捉えられる表現となっている。AIによって業務革新や効率化が進むと男女関係なく仕事量が減り、ワークライフバランスを整え、家庭への参画を促進するなどいい効果もあることから、AI活用を促進するという方向性は今後も続いていくと思うので、活用という面も記載してもらいたい。

（委員意見）ものづくり分野における男女共同参画、女性の就業支援を考える際、条件が悪い雇用をされていたり、入れ替わりが可能な単純労働に従事したりしている女性の割合が高い事実を踏まえると、AI導入による代替の影響、その被害を受けやすいのが女性であることから、上手く表現できないか何度か書き直しを行ってきたが、改めて見ると指摘のような捉え方もできる。部会では、AIが導入されることにより労働環境が良くなる部分についても議論を行っている。

（事務局説明）AI導入に関する記載の前段部分において“業務の効率化が進む一方で、”という記載を行っているが、負の部分を伝えたいという思いから現行の記載としている。

(委員意見) 影響を受けやすい、危険であるという点をメッセージとして出すのであれば現行の記載となる。就労支援に関する項目での記載のため、AI 活用による業務の効率化は、雇用する側だけではなく現場の労働者にもメリットがあることから、“業務の効率化により就業環境が向上する可能性もある一方で”といった表現とするのはどうか。

(委員意見) AI が男女共同参画に資するとしたら、業務の効率化以外に男女の格差是正にどのようなつながるのか。

(委員意見) 介護分野において人材が足りない状況の中、AI 搭載のロボットを活用することにより、力仕事を男女関わりなく作業することが出来るようになるなど、理工系分野やデジタル分野の技術の発展により、男女差だけでなく、個々の特性の能力差の解消につながっているのは間違いないが、まだプランの中において反映するのは難しい。

(委員意見) ある企業では役員に AI を導入し、過去 10 年分の議事録や関連法令などを納めることで、場の雰囲気の流れに流されたり必要な議論を全て網羅できなかつたりする中において、AI が冷静に、論点を深めましょうであったり、ここの部分が抜けていませんかという点を指摘することで、取締役会の効率が上がったという話がある。男女関係ないかもしれないが、ある種の感情によってぶれる部分が少なくなりフラットな議論が出来るようになるなど、AI 活用の方向性はあると思う。

(委員意見) P. 32 の「デジタル分野や理工系分野等への就業支援」や、P. 11 の表 3 「理学・工学系大学の女性割合」という表現が記載されているが、現在の大学等の状況を見てみると、理工学部という表記があるなど理学・工学の垣根が曖昧になっている印象がある。また、デジタルに関しては文系と理系の間のようなイメージであり、これからの時代において、理学・工学という分け方が良いのか、理学と工学を合わせた割合の方が、愛知県の資料としては見やすいのではないか。

(事務局説明) 学校基本調査を踏まえて作成している。国も理系や理工系という言い方をしているので、分け方は、国の情報も注視しながら、適切な方法を検討していきたい。

(委員意見) 理学系と工学系は分野が重なっている部分が多く、工学部の中にも理学系ベースの人がいるなど、差はない感じに思われるかもしれないが、理学部・工学部の組織としては風潮が異なり、理学はサイエンスであり、工学は実学、応用的な部分が多く、その差は様々なところに反映されている。理学・工学における女性割合は、理学系の方が高く、工学は著しく女性の割合が少ない。工業、ものづくり、力仕事というイメージが張り付いていることによるものと思われる。そのような中、理学と工学を合わせて議論するのは難しいように思われる。

(委員意見) “女性の活躍促進”という表現について、部会でも議論がなされたと思うが、今の時代では変えた方が良いのではないか。厚生労働省も、以前はイクメンという言葉

葉を用いていたが、イクウーメンとは言わないことから、今は、共同で働いて男女ともに子育てをしていく、共育てというコンセプトで話を進めている。“女性の活躍の促進”というと、女性が頑張っていないように聞こえるが、共働き世代の一日あたりの家事関連時間を見ると、妻は夫の7倍も家庭で働いている。女性は働いていないわけではなく、家庭で働いているが出来れば社会にも出てきてほしい、社会で共同参画してほしいという意味合いで持っていきたいので、“あらゆる分野における男女共同参画の推進”というように記載することは難しいのか。

（事務局説明） 部会の中でも“女性の活躍促進”は、女性は頑張っているのに押し付け感があるという意見もあり議論を重ねてきた。愛知県は、女性の管理職の割合が全国に比べて低く、非正規の割合が高く、また男女の賃金差は全国で下位2位という状況にあり、現行のあいち男女共同参画プランにおいて“女性の活躍促進”を最初に位置付けることとしたが、次期プランにおいても、その位置づけを下げる状況にはないということで、県としての考えを部会委員に説明をしている。ただ、“女性の活躍促進”は押し付け感があるということで、無理やり活躍を強いるのではなく、女性が自分の意思で選択したり、挑戦出来る環境が十分ではないことを問題提起し、そのような環境を整えることに力を入れていくという事を表現するために、P.26 下段に注釈を入れた上で、“女性の活躍の促進”を継続するという案としている。

（委員意見） 国が策定中の第6次男女共同参画基本計画の資料では、女性の活躍推進が消えており、多様性、ダイバーシティなどが取り上げられていて、女性差別の問題などは後退している。しかしながら、愛知県の置かれた状況を踏まえ、県としては、国の姿勢とは異なる“女性の活躍促進”を残すというスタンスであったため、現在の表記とした経緯がある。次のプランを作成する5年後において情勢が変わっていて、ダイバーシティとかに切り替えていけるかもしれないが、現時点では時期尚早との判断である。

（委員意見） 部会では、活躍という言葉が、自由意志の尊重ではなく、表に出ていく人だけが偉い等を想起させるということで議論になった。

（委員意見） 部会でも議論のあった“女性の活躍促進”に関して、審議会の中にも、表現に違和感を感じる委員がいることを認識した。部会では踏み込んだ意見交換を行っているが、国の方針や県のスタンスがある中で、今の時点では時期尚早等として整理されるなど、部会での意見が反映されない部分があり、男女共同参画に関する理想と現実の間でのジレンマがある。“女性の活躍促進”に関しては、結婚し子供を産んで働いて税金を払ってということをとータル的に求められているように感じる。男性は働くことで活躍と見なされるが、女性は身体的な負担やキャリアストップがある中において、男女を同等に扱うことは出来ない。結婚も、パートナーを選ぶ部分から男女共同参画は始まっていると考えており、その流れの中で、直面する様々な困難に対して支援していくのが男女共同参画ではないかと考えている。婚活支援に関しても、多様なライフコースを個々人が選択できるようにするという観点では大切であり、県として取り組んでいる事業に関してプランに位

置づけていない点についても違和感がある。

（委員意見） 女性のトップの1%が活躍しても、残りの99%の底上げがなければ、ジェンダー平等の実現は不可能である。意思決定の場に女性が3割入れれば組織が変わると言われているが、自治会長にしても議員にしても程遠い現状にある。また県としては、「女性の活躍促進宣言の企業数」や「あいち女性の輝きカンパニー認証企業数」の増加を目標に取り組んでおり、“女性の活躍促進”の旗を下げられないという説明があった。この2点から“女性の活躍促進”という点を残す事について理解している。

（委員意見） 前回のプラン策定時においても、部会の中においても活発な意見交換や意見の対立があり、自身の意見についても全てが反映された訳ではなく失望感を感じた事もあった。ただ、前回も今回も全てが否定された訳ではなく、委員の意見がある程度反映されている部分もある。

（委員意見） “女性の活躍促進”という用語は気になるが、P. 26の注書きにあるとおり、まだ達成できていない部分について一層取り組みを促進し、最終的には、活躍したい人もしたくない人もそれぞれの意思で選択し、それが認められる社会を目指すというように理解しているので、現在の記載を維持することで良い。ただ、プランが公表された際に、注書きまで読む人がどれぐらいいるのかは気になる。また、“女性が意思に基づいて選択・挑戦し、希望する分野で能力を発揮できる”と記載されているが、挑戦し能力を発揮する事があるべき姿と受け取られることを懸念している。社会的性差に影響を受けず、本人の自由な意思に基づいて実現することが目指すところと考えており、活躍したくない人にも受け入れられるような注書きの表現に変えた方がいいのではないかと。

（委員意見） 部会でも同様の議論を行ってきたが、注書きの意図の中で重要なのは最後の“環境を整える”の部分である。男女問わず、人として自由が尊重されないことが一番の課題であり、自由意思に基づいて選択し成長していく中で、社会に出て特定の分野で何か挑戦しようとする事が阻まれているという状況に焦点をあてた結果、今回の表現となっている。ただ自由意思に基づく人生の決定が否定されているように読めてしまうのは問題である。丁寧に話をすれば理解を頂ける部分であるが、文章にする難しさがある。

（委員意見） 女性の活躍というのであれば、男性の変化という点もセットにしないとバランスが悪い。他の委員の意見でも出ていたが、最近では、共育てのような形で“共”という言葉使われるようになってきているが、この“共育て”の観点からはなおさら、男性の変化が必要ということになるのではないかと。

（委員意見） P. 15の男性の育児休業取得に関する資料を見ると、愛知県の男性は育休がとれていない。全国的に見て、男性育休は1か月から3か月取るパターンが多いが、愛知県では2週間から1か月未満しか取れていない。また取得率に関しても、全国が40.5%であるのに対して、愛知県は37.3%となっている。男性が育休を取りたくないわけではなく、

本当は取得して育児に参加したいが、なかなか取りにくい環境にあり、生きづらい状況にあると思われる。男性も女性も、自分が思う通りに生き方を選択していける社会が理想であり、これは人権問題であると思う。なので、“全てのジェンダーが…”という書きぶりが良いのかもしれないが、女性の活躍が進んでいない愛知の特殊な状況もあることから、書き方が難しい。

(委員意見) 他の委員も指摘しているように、“女性の活躍促進”という記載が表紙にあった際に、男性がこれ以上プランを読んでもくれるのかなと思う。所属組織でも、現在はこのような書き方はせず、ジェンダー平等とか多様性とかという書き方に変えている。愛知県は、まだそこまで進んでいないという思いで記載されていることを理解したが、男性も女性もプランを読み進めていただけるような工夫があればよい。

(委員意見) “女性の活躍促進”に関して、部会でも審議会でも厳しい意見も含めて様々な意見が出されている点について、もう女性だけの課題ではないという状況を踏まえてかと思う。一方で、意思決定に関わる部分には女性が30%もいないなど、女性が活躍出来ない部分は多々あり、その状況を改善するという意味では“女性の活躍促進”はやはり大事であり、その点に着目して目標として掲げているという部分については理解できる。

(委員意見) “女性の活躍促進”に関する代替案として、“男女共同参画の推進”という記載についても検討を行った。プランの一番上位は“男女共同参画社会の実現”と記載されており、重点目標の2番目は“男女共同参画社会に向けての意識改革”ということで男女双方の両面が記載され、3番目も基本施策に“人権の尊重”等もあり、同様の記載となっている。一方で、重点目標の1番目は、女性の置かれている立場がまだ遅れている状況を踏まえて現行の記載となっている。審議会における議論を踏まえると、重点目標の中に“女性の活躍”という表現があることについて違和感を覚えていると思われることから、例えば、1番目の柱の下の基本施策は“政策・意思決定過程への女性の参画の拡大”等、女性に焦点を当てた記載としたうえで、重点目標について“あらゆる分野における男女共同参画の推進、または促進”とすることは出来ないか。部会での議論の結果を踏まえて現在の注書きの記載となっているが、個人的には悩ましい部分があり、パブリックコメント等においてもどのような意見が寄せられるかは想像がつかない。

(委員意見) 男女共同参画社会基本法では、“あらゆる分野における男女共同参画”と記載されており、P.26の注書きも男女共同参画社会基本法的な言葉遣いがされている。ここ10年ほどの間、“女性の活躍促進”という言葉が用いられるようになってきた経緯があるため、現行のプランのような記載になっていると思うが、自身としては“あらゆる分野における男女共同参画の推進”でも構わないと思っている。男女共同参画社会基本法の男女共同参画の中には、女性が活躍できていない分野において機会を十分提供することや、男性が育児や家事等の部分にも参画すべきという点も、明示されていないが、理念として含まれていると思う。

(委員意見) “女性の活躍促進”という言葉に関して、様々な意見や疑問も出てきたが、

この場で決める事も難しいため、参加委員の合意が得られるようであれば、会長、副会長及び事務局で調整して最終決定する形としたいが良いか。（特に異論なし）

（委員意見） 重点目標と基本的施策の間に、審議会で話し合われている内容を注釈として入れるのも一案ではないか。また、現行のプラン 2025 において一定の成果を挙げていることを踏まえ、重点目標 1 に言葉を追記し“あらゆる分野における女性のさらなる活躍の促進”のような記載とするのはどうか。基本的施策 6 “子どもにとっての男女共同参画”において“性別に関わらず自らの可能性を最大限に引き出し”という表現はプラス的で良い。現行のプラン 2025 では“家庭教育の支援”が施策の 2 番目に記載されているが、次期プランでは施策の最後に記載されている理由は何かあるか。

（事務局説明） 県のプランとして、子ども自身に関する事を最初に記載し、学校現場・教育現場、県政の取組を記載した上で、家庭において取り組んでいただくことを記載した方が良いのではという検討の結果を踏まえ、現在の順となっている。

（委員意見） 委員指摘の注釈の追記に関しては表の中に明記するのは難しいが、基本的施策 1 の冒頭にある囲みの部分において、男女ともに意思決定の場に参画する事など、指摘の部分は記載されている。

（委員意見） P. 26 の注書きについて、今のままでは読んでもらえない可能性があるため、表としては美しくないかもしれないが、重点目標 1 と 2 の間に位置づけるたり、フォントを変える事で目につきやすくなるのではないか。

（事務局説明） プランの発表にあたっては、本冊とは別に、概要版を作成し、基本理念や重点目標などプランの体系を図示したような資料を含める予定としており、いただいた意見を反映していきたい。また、P. 25 において“男女共同参画社会としてめざすべき姿”という項目があるが、現行プランでは“個性と能力を發揮し活躍できる社会”という表現があるが、部会での議論を踏まえ、次期プランでは、“活躍できる社会”という表現ではなく“自分らしく個性と能力を發揮できる社会”と変更している。

（委員意見） 基本理念や目指すべき姿の部分では“女性の活躍”という表現はせず、重点目標の部分においてのみ記載するというバランスの下で作成されているということで理解した。女性の活躍という言葉は使いつつも、全体で見ると言葉が一人歩きしないような工夫がなされていることが確認できたことから、審議会における様々な意見を念頭に置き、レイアウトも含めた見せ方について工夫をしてもらうことでどうか。委員から提案のあった“さらなる女性の活躍”に関しては、女性が活躍できるようにならないといけない分野があるのは事実だが、異なった受け取られ方をする可能性が高まるため、表現としては現在の記載のままとする方が良い。

（委員意見） P. 20 の表において、母子世帯の部分に下線が記載されているが、引用元の

内閣府の資料では下線は無い事から、強調している理由について教えてもらいたい。

（事務局説明） 前段の文章に対応する部分を強調する意味で下線を引いているが、削除するようにしたい。

（委員意見） 審議会委員からの答申素案に対する事前の意見及び事務局の回答案をとりまとめた参考資料において、“人権侵害に対する救済する仕組みづくり”という記載があるが、男女共同参画プランはあくまで行政機関に対して目標を設定して拘束する趣旨のものであり、同プランに司法的な救済的な機能を持たせられるのかは難しいように思われるが、実効性を担保するためにどのような事が考えられるか。行政として、強制的な懲罰を課すことが難しいようであれば、支援金を出したり、男女共同参画に関する要件を満たしている場合には入札参加にあたって優遇したりするなど、経済的なインセンティブを付与することはできるか。

（事務局説明） 県の中では人権推進課が所管しているが、取り組みとしては、人権侵害を未然に防ぐための講演会・研修会等の啓発や、相談員による相談等を行っており、相談の場では救済機関につなぐ等の取り組みを行っているが、救済については具体的な施策や計画もないことから言及していない。

（事務局説明） 何をもって救済となるかが個々に異なる中において、個人や企業に対して給付金を支払い、取り組みを進めることは、税金が財源であることから難しい。県民文化局としては、県民に正しい情報を発信して、県民に考えていただくことを促すという長期視点に立った施策を行っている。議論のあった女性の活躍に関しては、愛知県は遅れている部分が多くあることから、行政がこれから取り組んでいくべき、方向性を見出すプランとして答申をいただきたい。

（委員意見） 他の自治体では、条例において苦情申立の手続きを定めている場合があるが、愛知県ではどのようになっているか。

（事務局説明） 愛知県においても、「男女共同参画を阻害する事項に係る相談の申出」に記載のとおり制度を設けており、弁護士2名等に委嘱をしている。

（委員意見） 救済は法務局が妥当かと思う。また人権擁護委員が、劇や紙芝居などを用いつつ、人権に関する多岐に渡る啓発を行っている。

（委員意見） 救済に関しては、国家レベル、地方自治体レベルも含めた行政機関内の問題もあるかと思うが、行政が取り組む場合には啓発が中心となり、それを超えて取り組むことが難しいところが行政的な施策の根本的な問題かと思う。また委員から提案のあった経済的なインセンティブについては、ファミリー・フレンドリー企業の認証などの取り組みがあるが、男女共同参画とは異なる部署の所管である。また救済ではないが、条例上、

相談できる仕組みがあることを掲載することは良いかと思うが、プランはそのような書く場ではないのかもしれない。

（委員意見） プランは、県の部署が具体的な施策を実施していく際の素地となる基本的な理念であることから、具体的な救済策までを盛り込むべきではないとの指摘がなされるかと思う。審議会としては、プランに基づいたその先に具体的な施策があるという認識は重要であると思うが、プランとしては現状のままで良いかと思う。

（委員意見） “女性の活躍”という言葉を使い続けるのかという点は、部会でも当初から議論がなされているが、愛知県の実情を踏まえると目標から取り下げてしまうと企業等に対してもメッセージが弱まってしまうのではないかと県の懸念が示されており、その点については理解している。プランは、パブリックコメント等にも付されると思うので、プランを受け取った女性、男性の方がどのように感じるのか、言葉を足せば正しく伝わるのか、言葉を変えた方が正しく伝わるのかも含めて検討してもらいたい。

（委員意見） 様々な熱意のある意見が出されたことから、いただいた意見を踏まえ、会長、部会長で相談の上、事務局とも調整し、答申を取りまとめた。最終的な判断は会長、部会長に一任いただき、審議会の答申として確定した後、委員の皆様には後日メールにてお知らせする形としたいがよいか。（異論なし）

（２）次期プラン策定に向けた今後のスケジュールについて

以下の資料に基づき、審議会部会長及び事務局から説明した。

【資料３】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）策定に向けた今後のスケジュールについて

６ 会議資料

【資料１】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について（答申案）の概要

【資料２】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）の基本方向について（答申案）

【資料３】次期あいち男女共同参画プラン（仮称）策定に向けた今後のスケジュールについて